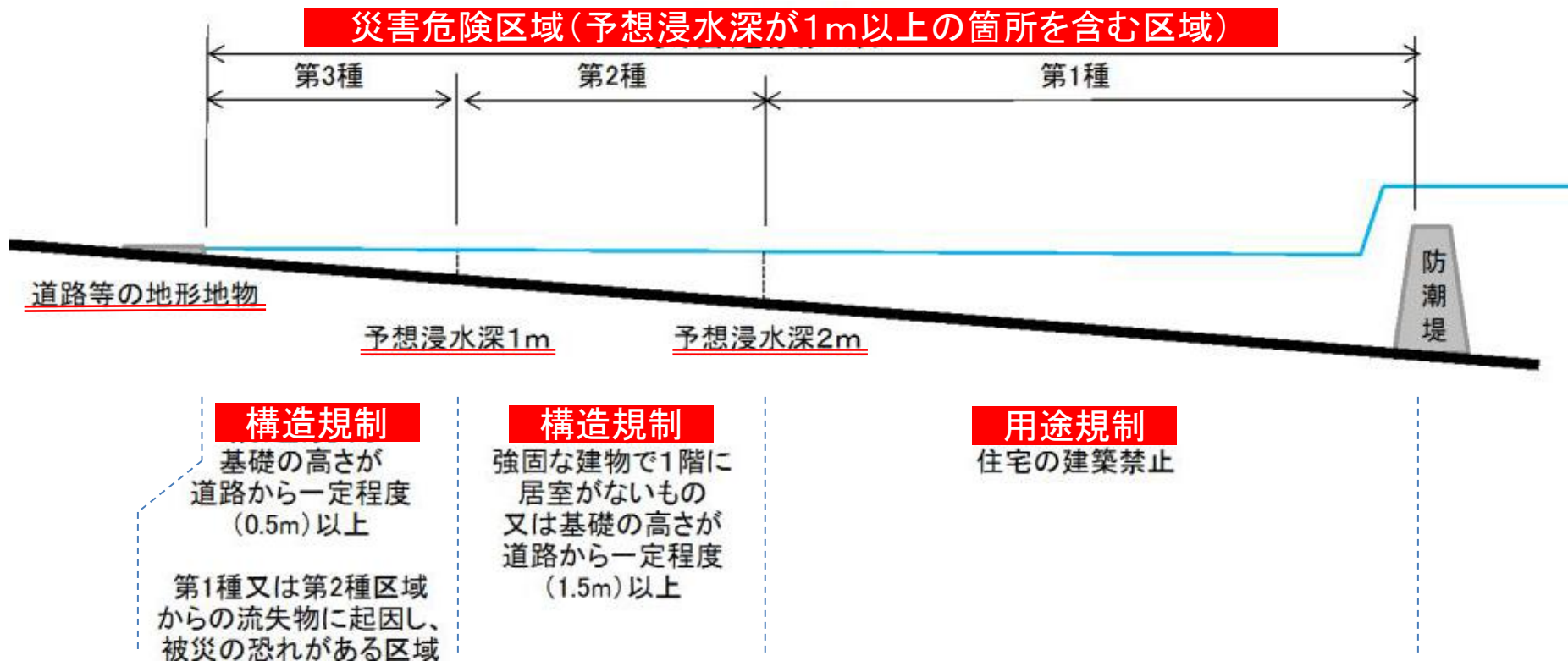


災害危険区域とは

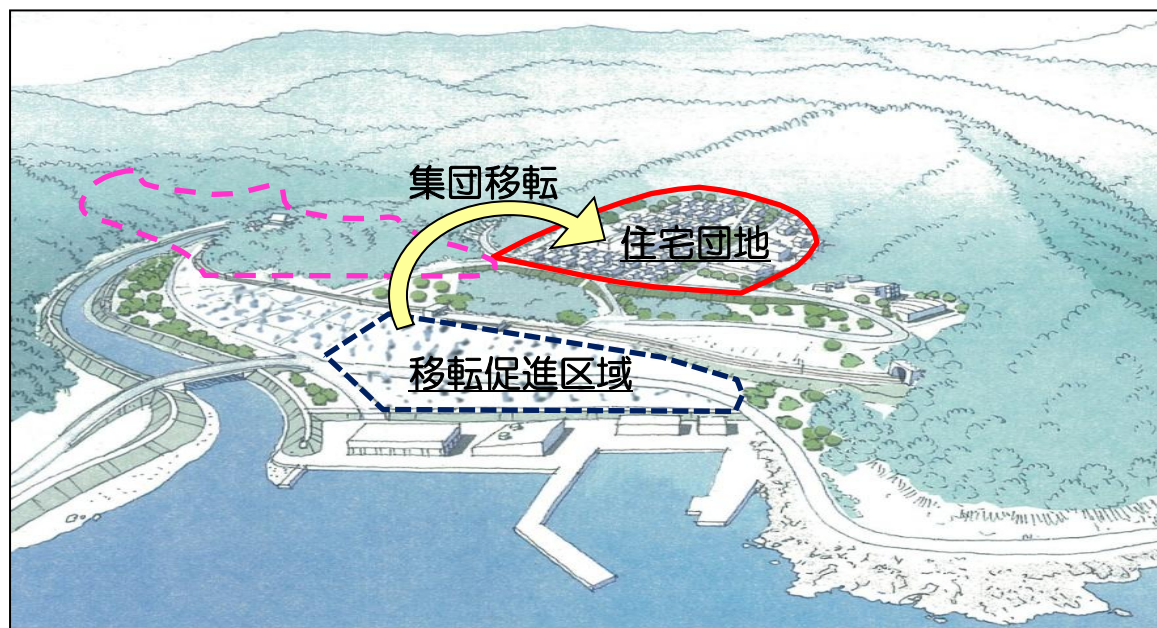
- ・防潮堤などの防災施設を整備後に最大クラス(東日本大震災規模)の津波が襲来した場合に予想される浸水深が基準。
- ・**予想浸水深が1m以上**(1m未満であっても、これらに隣接し、流失物等による被災の恐れがある区域を含む)の区域には、**「災害危険区域」を指定して建築の制限**を行います。



防災集団移転促進事業とは(1)

災害が発生した地域または災害危険区域のうち、住民の居住に
適当でないと認められる区域内にある住居を高台等へ集団移転
するため、住宅団地の整備等を行う事業。

【事業のイメージ】



【住宅団地の要件】

住宅団地の規模が5戸以上で、移転しようとする
住宅の半数以上であることが原則

＜手順＞

- ①住居の集団的移転を促進することが適当である区域(移転促進区域)を市が設定。
- ②市が、移転促進区域内の住宅用途に係る土地の買取等を行い、住宅団地の用地取得及び基盤整備を実施。
- ③移転者は、住宅団地の敷地を借地または購入した上で住宅を建築し移転。

防災集団移転促進事業とは(2)

移転元の土地について

○市が移転元の移転促進区域内の宅地を買います。

(買取りを希望しないことも選択可能です)

(抵当権が設定されている場合は買取りできない場合があります)

○**買取価格**は、**土地売買契約時点での不動産鑑定評価**を基に決定します。

○再び住宅建築による危険が生じることがないように、市の条例により「**災害危険区域**」に指定し**住宅の建築を制限**します。

住宅再建の支援措置について

○住宅団地の敷地の取得や住宅の建設のための住宅ローンについて、利子相当額が補助されます。

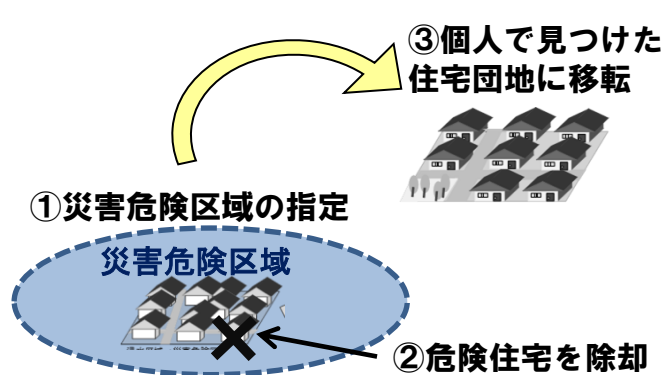
(住宅:最大444万円、土地:最大264万円 計708万円)

○住居の移転(引越し)費用が補助されます(最大78万円)。

○その他支援制度については配布資料をご参照ください。

がけ地近接等危険住宅移転事業

災害危険区域に建っている危険住宅の移転を行う方に対して、住宅の建設費等の経費の一部を補助する事業。



<手順>

- ① 津波等による危険の著しい区域について、市が条例により、災害危険区域に指定。
- ② 移転者が、災害危険区域内の危険住宅を除却。
- ③ 移転者が、個人で移転先を見つけ、住宅を確保(土地購入、住宅建築、中古住宅購入、賃貸住宅へ入居等)した上で移転。

住宅再建の支援措置について

- 危険住宅の除却等に要する費用が補助されます(最大78万円)
- 危険住宅に代わる住宅の建設(購入)に要する資金を金融機関等から借り入れた場合の借入金の利子相当額が補助されます。
(住宅:最大444万円、土地:最大264万円 計708万円)
- その他支援制度については配布資料をご参照ください。